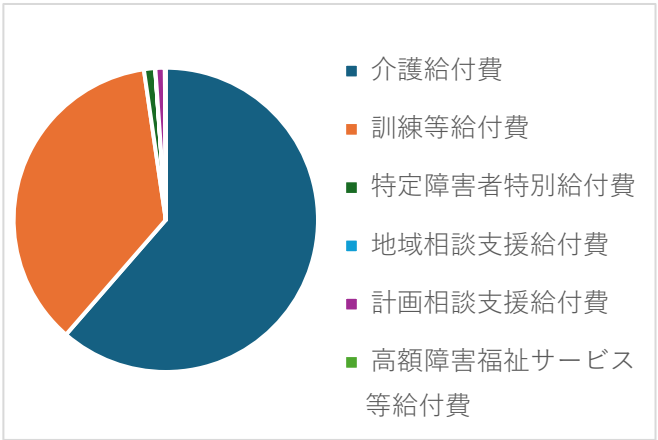
6. 令和7年度当初予算の内訳②

障害児通所等支援事業費	金額（円）	構成比	件数	平均報酬額	備考
児童発達支援	532,428,050	48.40%	44,778	11,890	
放課後等デイサービス	524,334,810	47.67%	59,875	8,757	
保育所等訪問支援	10,116,570	0.92%	563	17,969	
居宅訪問型児童発達支援	15,420,900	1.40%	928	16,617	
障害児相談支援	17,374,070	1.58%	380	45,721	
高額障害児通所給付費	325,600	0.03%	111	2,933	
合計	1,100,000,000	100.00%	106,635		

(1) 児童発達支援	0歳から就学前まで対象。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
(2) 放課後等デイサービス	就学児童（18歳まで）が対象。学校の授業終了後や学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う。
(3) 保育所等訪問支援	保育所や小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。
(4) 居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援を利用するために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問して発達支援を行う【法改正により平成30年度から新設の事業】）
(5) 障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障害児及び保護者に対して、市が指定する指定障害児相談支援事業者の相談支援専門員によりが利用計画の作成や、モニタリング期間ごとに、利用状況等を検証し、計画の見直しを行う。
(6) 高額障害児通所給付費	障害児通所サービス及び障害福祉サービス等を併用したとき、または、同一世帯で障害児の兄弟を持つ保護者が、それぞれ児童通所サービスを受けたとき等、1月の自己負担の合計が負担上限月額（世帯の基準額）を超えた分を、給付金として支給する。

参考：当初予算の内訳を円グラフで図示する

① 障害者自立支援等給付事業費



② 障害児通所等支援事業費

